

京都市告示第 2 3 6 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 3 年 8 月 2 3 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	修道水0010号	東山区蛭子町北組252番地の 2 地先 同町257番地の 1 地先	
2	清水水0007号	東山区下河原町463番地の37地先 同町479番地地先	
3	清水水0008号	東山区下河原町479番地地先 同上	
4	貞教水0002号	東山区茶屋町527番地の 4 地先 同町527番地地先	
5	貞教水0003号	東山区本町六丁目 1 番地の 1 地先 同区日吉町225番地の 1 地先	
6	今熊野水0006号	東山区今熊野北日吉町52番地の21地先 同町35番地地先	
7	西京極水5004号	右京区西京極佃田町10番地地先 同町10番地の 4 地先	
8	西京極水5005号	右京区西京極下沢町 1 番地の10地先 同町 1 番地地先	
9	西京極水5006号	右京区西京極中沢町18番地の14地先 同町18番地の23地先	

(建設局土木管理部道路明示課)